

## 飯田市 お住まいの高齢者

## 飯田市役所、地域包括支援センター

- ・飯田市長寿支援課長寿支援係（飯田市全域） TEL.0265-22-4511（代表）
- ・いいだ地域包括支援センター（橋北、橋南、羽場、丸山、東野、松尾、下久堅、上久堅） TEL.0265-56-1595
- ・かなえ地域包括支援センター（県） TEL.0265-53-9411
- ・いがら地域包括支援センター（山本、伊賀良） TEL.0265-28-2361
- ・かわじ地域包括支援センター（千代、龍江、竜丘、川路、三穂） TEL.0265-27-6052
- ・かみさと地域包括支援センター（上郷、座光寺） TEL.0265-48-5501
- ・南信濃地域包括支援センター（上村、南信濃） TEL.0260-34-1066

## 飯田市 お住まいの障害者

## 飯田市福祉課障害福祉係

TEL.0265-22-4511（代表）

## 下伊那郡 お住まいの方

## 各町村役場

- ・松川町役場保健福祉課 TEL.0265-36-6800
- ・高森町役場健康福祉課 TEL.0265-35-3111（代表）
- ・阿南町役場民生課 TEL.0260-22-4051
- ・阿智村役場民生課 TEL.0265-43-2220（代表）
- ・平谷村役場住民課 TEL.0265-48-2211
- ・根羽村役場住民課 TEL.0265-49-2111（代表）
- ・下條村役場福祉課 TEL.0260-27-1231
- ・売木村役場住民課 TEL.0260-28-2311（代表）
- ・天龍村役場住民課 TEL.0260-32-2001（代表）
- ・泰阜村役場福祉課 TEL.0260-26-2111（代表）
- ・喬木村役場保健福祉課 TEL.0265-33-2001（代表）
- ・豊丘村役場健康福祉課 TEL.0265-35-9060
- ・大鹿村役場保健福祉課 TEL.0265-39-2001（代表）

障害者の方の相談 飯伊圏域障がい者総合支援センター TEL.0265-24-3182

任意後見契約について 飯田公証役場 TEL.0265-23-6502

日常生活自立支援事業について 飯田市社会福祉協議会 地域福祉係 TEL.0265-53-3187

成年後見制度の申立先 長野家庭裁判所飯田支部 TEL.0265-22-0187

せい ねん こう けん せい ど  
成年後見制度

安心して自分らしい生活を送るために



- 1 成年後見制度の利用 ..... P 1
- 2 法定後見制度と任意後見制度 ..... P 3
- 3 法定後見制度申立手続きの流れ ..... P 5
- 4 任意後見制度申立手続きの流れ ..... P 7
- 5 成年後見人等の仕事について ..... P 9
- 6 後見制度支援信託について ..... P10
- 7 成年後見制度に関する相談窓口 ..... P11

成年後見制度の利用や申立についてのご相談

いいだ成年後見支援センター

〒395-0024 長野県飯田市東栄町3108番地1 さんとぴあ飯田2階  
TEL0265-53-3187 FAX0265-53-3183

社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会

いいだ成年後見支援センター

# 1 成年後見制度は本人の権利や財産を守る仕組みです

## 成年後見制度の理念

### ① 自己決定の尊重

憲法13条の幸福追求権に含まれ、全ての人は自分の行動を自由に決定し、自分の人生を決める権利を持っています。後見人等が本人を支援する際も、本人の意思と選択を知り、周囲の家族や医療、介護の専門家ではなく、本人の意思を最も尊重しようとする姿勢のことです。

### ② ノーマライゼーション

高齢者や障害のある方も、特別扱いをしないで、可能な限り社会の一員として、家庭や地域で通常の生活をする事ができる社会をつくらうという考えです。

### ③ 残存能力の活用

本人が今持っている能力を、最大限に活かして生活することを尊重することです。何でも他人が行うのではなく、できることはできる範囲で自分で行う、という考えです。

### ④ 身上配慮義務

成年後見人が、生活・療養看護に関する事務、および財産管理事務を行うにあたって、本人の心身の状態や生活の状況を把握し、配慮しなくてはなりません。

## 財産管理

## 福祉サービスの利用

## 消費者被害

### こんなときに利用できます

認知症があるAさんは、銀行でのATMの操作もできなくなってしまいました。姪がAさんに頼まれて窓口で手続きをしようとしたが「本人以外は手続きできない」と断られてしまいました。



知的障害があるBさんは、母親に金銭管理や契約締結のお手伝いなどの支援をもらっていましたが、その母親も高齢となり、今後の支援が困難になってきました。

親が他界した知的障害があるCさん。相続手続き、不動産や預貯金の管理が必要になりましたが、自分一人では手続きができませんでした。



認知症のあるDさんは、自宅での独居生活が困難になってきました。在宅福祉サービスや施設入所について、ケアマネジャーから説明を受けましたが、サービス内容や利用に必要な契約が理解できません。

精神障害があるEさんは、たびたび悪質な訪問販売の被害に遭っていました。



### 成年後見制度を利用すると

成年後見制度を利用して代理権が得られたので、後見人がAさんに代わって、銀行での手続きができるようになりました。



母親の入院を機に、成年後見制度の申立てを行いBさんに**成年後見人**※注1が選任されました。本人も安定して生活することができるようになり、母親も治療に専念することができるようになりました。

成年後見制度を利用し**補助人**※注2が選任され、相続手続きを行うことができました。また、その後の生活費の管理も適切に行われています。



成年後見制度を利用し**成年後見人**※注1が選任されたことで、判断能力が不十分なDさんに代わって、後見人が福祉サービスや施設入所契約の内容をよく理解し、契約の代理などを行います。

成年後見制度を利用し**保佐人**※注3が選任されることで、同意権や取消権によって、後見人の同意していない契約を取り消すことができます。クーリングオフの期間を過ぎても契約を解除することができ、その後被害に遭うことはなくなりました。



## 成年後見制度活用検討

生活上の課題整理

契約行為・財産管理等の課題

あり

なし

他の支援制度へ

日常生活自立支援事業の活用を検討

日常生活自立支援事業の利用

申立の必要性の検討

あり

なし

他の支援制度へ

申立手続きへ

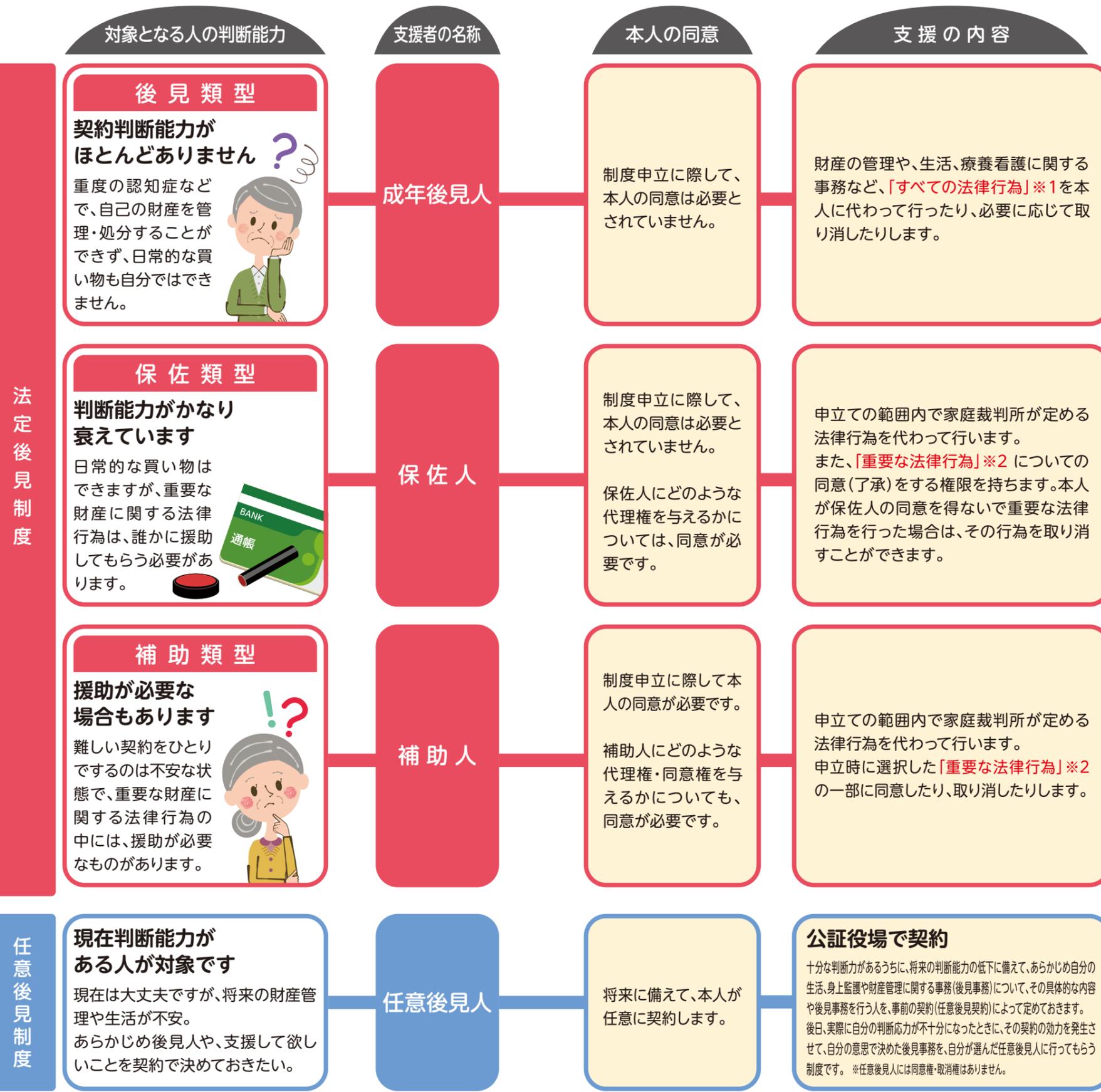
※注1～3は、P3～P4参照

## 2 法定後見制度 と 任意後見制度

### 「成年後見制度」とは

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、家庭裁判所に申立てを行い、本人の権利や財産を守る援助者を選んでもらうことで、本人を法的に支援する制度です。成年後見制度には、判断能力が不十分になってから利用する「法定後見制度」と、判断能力があるうちにあらかじめ後見人や将来の支援内容を自分で決めておく「任意後見制度」があります。

法定後見制度の類型は医師の診断書に基づいて、家庭裁判所が判断します。本人の判断能力によって、「後見類型」、「保佐類型」、「補助類型」の3類型に分類されます。それぞれの支援者は「成年後見人」「保佐人」「補助人」と呼ばれ、支援できる内容が異なります。



### ※1「すべての法律行為」とは

財産管理や身上監護に関する法律行為と、「重要な法律行為」のことを言います。ただし、毎日の買い物や身体介護など、日常生活に関する行為は含まれません。

### ※2「重要な法律行為」とは

- ① 貸金の元本の返済を受けること。
- ② 金銭を借り入れたり、保証人になること。
- ③ 不動産をはじめとする重要な財産について、手に入れたり、手放したりすること。
- ④ 民事訴訟で原告となる訴訟行為をすること。
- ⑤ 贈与すること、和解・仲裁合意をすること。
- ⑥ 相続の承認・放棄をしたり、遺産分割をすること。
- ⑦ 贈与・遺贈を拒絶したり、不利な条件がついた贈与や遺贈を受けること。
- ⑧ 新築・改築・増築や大修繕をすること。
- ⑨ 一定の期間を超える賃貸借契約をすること。

### 後見人に与えられる権限

#### 代理権

介護認定の申請や福祉サービス契約などを、後見人が本人に代わって行うことができます。また本人のために預貯金の預入れ、払戻しなどの金融機関手続きができます。ただし、代理権の範囲は本人の判断能力の程度によって異なります。

#### 同意権・取消権

「同意権」とは、本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか確認し、問題がない場合に同意(了承)する権限です。「取消権」とは、後見人の同意が必要な行為について、同意を受けずに行った本人の法律行為を取り消す権限です。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は取り消せません。

# 3 法定後見制度の申立手続きの流れ

法定後見制度を利用するには、家庭裁判所に対する申立手続きが必要です

## 検討



● **本人情報シートの作成依頼**  
本人に関わる福祉関係者がいる場合、本人情報シートの作成を依頼します。

● **本人の診断書をとります**  
医師による診断書(成年後見用)をとり、後見・保佐・補助のいずれに該当するかを判断します。

### 費用

成年後見診断書  
3,000円～10,000円程度

● **申立人を検討します**  
申立てをすることができる人は、以下のとおりです。

### 申立てできる人

本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長、検察官

● **後見人の候補者を検討します**  
**成年後見人になれる人**

- ▶ 本人の親族
- ▶ 法律・福祉の専門家(弁護士、司法書士、社会福祉士など)などの第三者がなることができます。
- ▶ 社会福祉協議会等の法人

※最終的には家庭裁判所が適任者を選任します。  
※複数の人がなることもできます。  
※申立ての時点で後見人の候補者がいない場合も、申立てできます。

## 申立準備

● **申立てに必要な書類を準備します**  
**書類と費用**

- ① 申立書など
- ② 本人の戸籍謄本・住民票
- ③ 本人の「後見登記されていないことの証明書」…………… 300円
- ④ 本人の診断書(成年後見用)
- ⑤ 後見人候補者の戸籍謄本・住民票
- ⑥ 印紙・切手類…………… 1万円程度
- ⑦ 鑑定費用…………… 5万円  
※鑑定省略の場合、費用はかかりません。  
※住民票は本籍地記載のものが必須です。

費用合計…………… 約6万円程度



知っておくと便利!!

### 書類の作成についてアドバイスします!

「申立書の書き方が分からない」「専門家に作成を依頼したい」という方は、いいだ成年後見支援センターにご相談ください。書類作成を代理する専門職をご紹介したり、ご自分で作成される場合は記入方法をお伝えします。

## 申立審理

● **申立て**  
申立人が本人の所在地の家庭裁判所に申立てます。

### 家庭裁判所において

● **受理面接**  
申立人、後見人等候補者、(出席が可能であれば)本人と面接を行い、申立書類の確認や状況の確認をします。

● **調査・審問**  
家庭裁判所の調査官が、本人の状況や親族の意向を調査します。補助の場合や代理権・同意権を付与する申立てをした場合、申立てに対する本人の同意を確認します。

● **鑑定**  
本人の判断能力についてより正確に把握する必要があるときは、医師による精神鑑定を行う場合があります。

## 審判

● **審判が出ます**  
家庭裁判所により、類型の決定、成年後見人等の選任、同意権や代理権の内容・範囲が決定されます(審判書が申立人、本人、後見人等に通知されます)。成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。

● **審判確定**  
後見人等が審判書を受領後、2週間以内に不服申立てがなかった場合、審判が確定します。審判に不服がある本人、配偶者、4親等内の親族(申立人を除く)は、この2週間の間に不服申立て(即時抗告)の手続きをとることができます。ただし、誰を後見人等に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服申立てをすることはできません。

## 法定後見人スタート

● **後見登記**  
審判確定後、家庭裁判所が東京法務局に後見登記の登録を依頼します。審判書を受け取った時から1カ月で登記が完了し、ここから法定後見がスタートします。法務局で発行してもらう登記事項証明書が後見人の資格証明となります。

● **最初にすること**  
就任後、財産調査に着手してから1カ月以内に、財産目録・年間収支の見込みを家庭裁判所に提出します。

● **活動の報告**  
定期的に家庭裁判所に活動報告をします。



### 申立前の確認事項

- ① 成年後見制度は**精神上的障害(認知症、知的障害、精神障害等)がある方が対象**です。(本人の障害が身体的なものだけの場合、また単なる浪費などの場合は、法定後見制度の対象になりません)
- ② 手続きにはある程度の**時間がかかります**。(問題がなければおおむね2～3か月)
- ③ 法定後見人は、最終的に家庭裁判所がふさわしい人を選任するため、**申立人が希望する人が選任されるとは限りません**。
- ④ 本人の預貯金等の財産の内容によっては、裁判所から**後見制度支援信託**の利用について、検討を求められる場合があります。
- ⑤ 成年後見人等の責任は、**判断能力が回復するか、通常は本人が死亡するまで続きます**。申立てのきっかけとなった問題が解決した後も続きます。
- ⑥ **いったん申立てをすると、家庭裁判所の許可を得なければ取下げをすることができません**のでご注意ください。

### 申立に必要な書類の入手方法

- 診断書 } → **裁判所ホームページ** 裁判所 後見ポータルサイト 検索
- 本人情報シート } → **いいだ成年後見支援センター・長野家庭裁判所飯田支部**でもお渡しできます
- 申立の手引き } → **長野家庭裁判所ホームページ** 長野家庭裁判所 成年後見 検索
- 申立書類 } → **いいだ成年後見支援センター・長野家庭裁判所飯田支部**でもお渡しできます
- 登記されていないことの証明書 → **東京法務局** 東京法務局 登記されていない事の証明書 検索
- 印紙・切手類 → **郵便局**

# 4 任意後見制度の申立手続きの流れ

任意後見制度を利用するには、公証役場で公正証書による契約締結が必要です

## 検討

### ●任意後見をお願いする人を決めます

#### 任意後見人になれる人

成人であればだれでも任意後見人になることができます。弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家に依頼することもできます。

### ●任意後見受任者に委任する内容を決めます

本人と任意後見受任者(将来、任意後見人になる人)との話し合いにより、委任する内容を決めます。

#### 委任する内容

- ▶財産管理に関する法律行為
- ▶身上監護に関する法律行為
- ▶任意後見人に支払う報酬(本人と任意後見受任者との話し合いで、あらかじめ報酬を決めておきます。)



## 契約

### ●任意後見契約の締結

本人と任意後見人受任者が、公証役場に行き、公正証書による任意後見契約を結びます。病気等で公証役場に行けない場合には、公証人に出張してもらうことも可能です(有料)。

#### 必要な書類

##### 本人に関するもの

- ①戸籍謄本②住民票③印鑑登録証明書

##### 任意後見受任者に関するもの

- ①住民票②印鑑登録証明書

##### その他

診断書や財産目録等が必要な場合もあるので、公証人に確認してください。

#### 任意後見契約書作成にかかる費用

- ①任意後見契約公正証書作成の基本手数料 ..... 11,000 円
- ②登記嘱託手数料 ..... 1,400 円
- ③登記所に納付する印紙代 ..... 2,600 円
- ④その他 証書代・郵送用切手代など

判断能力が低下したら

## 申立審理

### ●任意後見監督人の選任を申立て

本人の判断能力が不十分になった時期に、住所地の家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをします。

#### 申立てできる人

本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者

#### 必要な書類

##### 申立書類

申立書、申立事情説明書、本人の財産目録

##### 本人

戸籍謄本、住民票、登記されていないことの証明書、後見登記事項証明書(任意後見)、診断書、任意後見契約公正証書の写し

##### 申立人

戸籍謄本

##### 任意後見受任者

身分証明書、任意後見受任者事情説明書

#### 任意後見監督人の選任にかかる費用

- ①収入印紙 ..... 2,200 円
- ②郵便切手 ..... 2,980 円

## 任意後見スタート

### ●審問・調査

家庭裁判所の調査官が、本人の状況など詳しい事情を関係者から聴取します。

### ●審判確定

家庭裁判所が任意後見監督人を選任します(審判書が、申立人、本人、任意後見人、任意後見監督人に通知されます)。

### ●後見登記

審判確定後、家庭裁判所が東京法務局に後見登記の登録を依頼します。

確定から10日前後で登記完了の通知が来ます。

任意後見監督人が選任されたときから、任意後見受任者は正式に任意後見人となり、任意後見契約の内容に基づいて支援をします。

任意後見人の職務について、任意後見監督人を通じて家庭裁判所に報告します。

## 任意後見契約終了

### ●登記

終了の登記をする。

### ●契約が終了するのは

- ▶死亡等  
本人や任意後見人の死亡・破産
- ▶契約の解除  
正式な事由と家庭裁判所の許可が必要
- ▶任意後見人の解任
- ▶法定後見を開始する場合

## 任意後見制度と併用すると便利な契約

### ●見守り契約

支援する人が本人と定期的に面談や連絡を行い、本人の生活状況及び健康状態を把握して、任意後見の開始時期を判断してもらう契約です。任意後見契約と見守り契約を併用して利用することで、適切な時期に任意後見監督人の選任申立てができるようになります。任意後見が始まると本契約は終了します。

### ●財産管理委任契約

自分の財産の管理やその他の生活上の事務について、代理権を与える第三者を選び、具体的な管理内容を決めて委任するものです。

契約は、当事者間の合意のみで効力が生じ、開始時期や内容も自由に決めることができます。

任意後見が始まると本契約は終了し、任意後見へと移行します。

### ●死後事務委任契約

成年後見人等や任意後見人の職務は、本人の死亡により終了します。

死後事務委任契約は、本人が亡くなったあとの諸手続き、葬儀、埋葬、家財の片づけなどの事務を第三者に委任するものです。きちんと契約が履行されるために、公正証書にするのが望ましいとされています。

### ●公正証書遺言

公正証書遺言は、公証役場にて遺言内容を公証人に口授し、公証人が証書を作成します。公証役場に出向くことが困難な場合は、公証人が出張して作成することも可能です。

また、遺言内容を確認する証人2人の立会いが必要ですが、適当な証人がいない場合は、公証役場で紹介してもらうこともできます。

死亡後に自分の希望を確実に執行してもらうために、遺言内容の手続きをすすめる「遺言執行者」を定めておくことが望まれます。

公正証書遺言を作成する場合の手数料は、相続財産の金額等によって異なります。

## 5 成年後見人等の仕事について

成年後見人等は、本人の意向を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、生活や療養看護に関する事務や財産管理を行うことによって、本人を保護・支援します。

### 財産の管理に関する事務

#### ● 成年後見人等ができること

- 預貯金通帳、印鑑、証書類の管理
- 収支の管理(預貯金の管理、年金・給与の受取り、公共料金・税金の支払いなど)
- 保険金の請求
- 不動産の管理、保存、処分
- 遺産分割、行政上の手続き、税の申告
- 本人が不利益な契約を結んでしまった場合の取消し

#### ● 成年後見人等ができないこと

- 利殖等を目的とした資産運用
- 財産の贈与、第三者の利益となる財産処分
- 親族や第三者が支払うべき費用の立替え、または支払いといった本人の利益にならない費用の支払い
- 本人の利益にならない債務保証、財産放棄
- 日用品の購入など日常生活に関する行為に対する同意権、取消権の行使

#### ★ 成年後見人等として注意すべきこと

- 居住用不動産を処分する場合(売却、賃貸、賃貸借契約の解除など)は、家庭裁判所の許可が必要です。
- 成年後見人等と本人の利益が相反する行為については、家庭裁判所による特別代理人の選任が必要です。

### 生活及び療養看護に関する事務

#### ● 成年後見人等ができること

- 本人の住居の賃貸借契約の締結、費用の支払い
- 健康診断等の受診、治療・入院等に対する契約の締結、費用の支払い
- 福祉施設の入退所に関する契約の締結、費用の支払い
- 介護保険制度や障害者総合支援法のサービス利用契約、サービス内容の確認、処遇の監視、異議申立て
- 教育・リハビリに関する契約の締結、費用の支払い。

#### ● 成年後見人等ができないこと

- 医療行為に対する決定及び同意(輸血、手術など)
- 入院や施設入所、入居の際の保証人・身元引受人
- 健康診断の受診・入院や施設への入所、介護、教育・リハビリ等を本人の意思に反して強制的に行うこと
- 遺言、養子縁組、認知、婚姻、離婚など一身専属的な行為
- 居住する場所の指定(居所指定権)
- 本人の死後の事務(葬儀・相続など)

### 家庭裁判所への報告

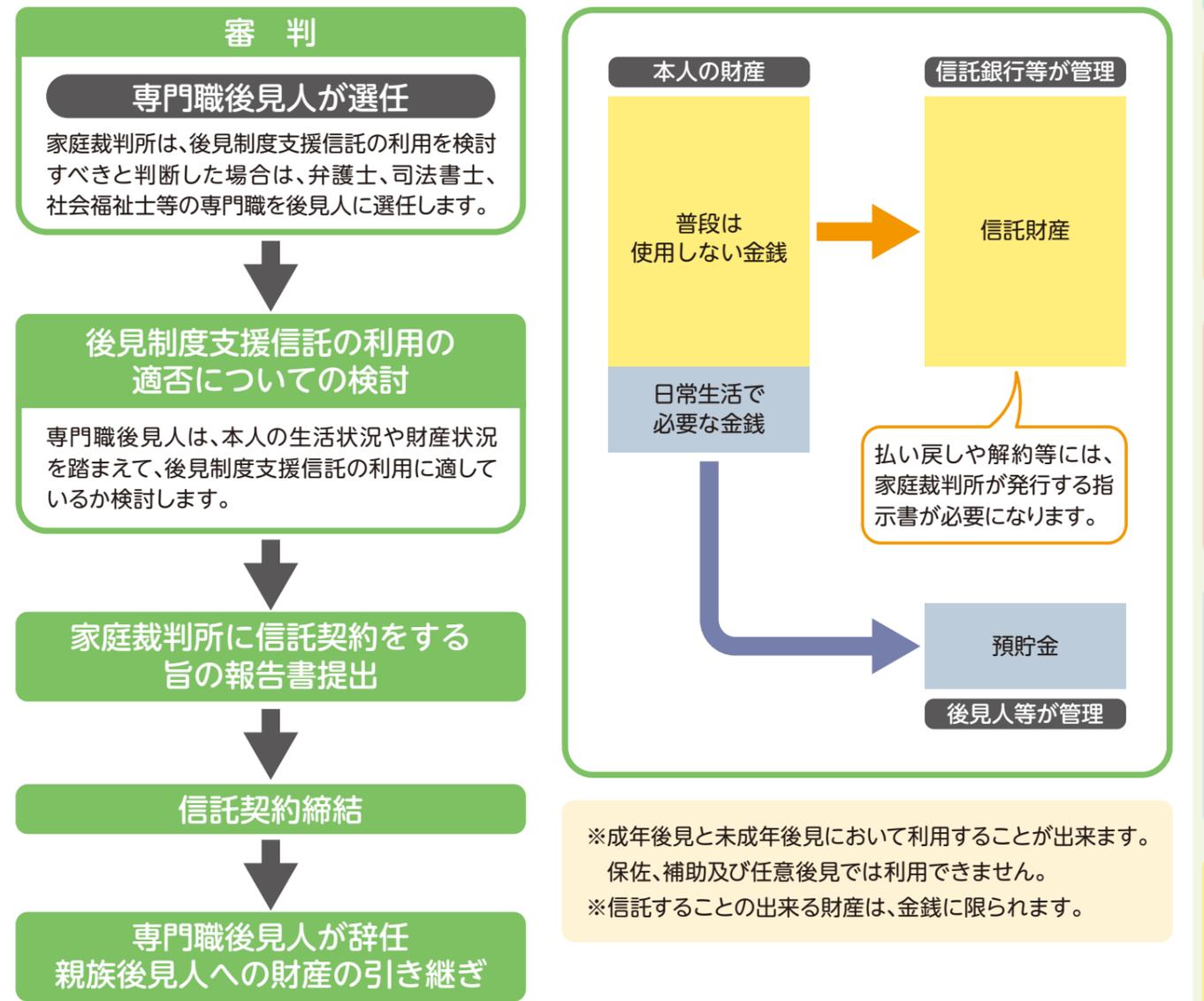
成年後見人等は、家庭裁判所に財産管理及び身上監護の状況を報告し、必要な指示を受ける義務があります。

#### 成年後見人等は本人の財産を適切に管理しなければなりません

- 成年後見人等は報酬付与の申立てを家庭裁判所にすることができますが、許可なしに本人の財産から報酬を受け取ることは認められていません。
- 成年後見人等は本人のために本人の財産を適切に管理しなければならず、本人の利益にならない支出等、財産を不適切に管理した場合、成年後見人等を解任されるほか、損害賠償請求を受けるなど民事責任を問われたり、業務上横領などの罪で刑事責任を問われたりすることもあります。

## 6 後見制度支援信託

後見制度支援信託は、本人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要な金銭を預貯金等として成年後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託するしくみのことです。



※成年後見と未成年後見において利用することが出来ます。保佐、補助及び任意後見では利用できません。  
※信託することの出来る財産は、金銭に限られます。

### よくある質問

**Q** 手続きが難しくて申立ができそうもない

**A** 申立て手続きを委任することができます

自分一人では申立や手続きを進めていくことが不安な場合には、弁護士や司法書士等に申立手続きを代理してもらったり、委任したりすることができます。後見センターにおいて、書類の書き方をアドバイスすることもできます。

**Q** 後見人の候補者がみつからない

**A** 申立ては可能です

身近に後見人になってくれる人がいなくても、家庭裁判所が本人の意思や状況を考慮し、適任の後見人を選任します。また、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職を後見人の候補者として依頼したい場合、後見センターで斡旋することもできます。